

平成27年度

海外留学助成金諸手続の手引

リサーチフェローシップ
ポストドクトラルフェローシップ

公益財団法人 上原記念生命科学財団
The Uehara Memorial Foundation

〒171-0033 東京都豊島区高田 3-26-3
TEL:03-3985-3500
FAX:03-3982-5613
E-mail:mail85@ueharazaidan.or.jp

目 次

1. 海外留学助成金の趣旨等	
(1) 本助成金の趣旨	1
(2) 受給者の義務	1
2. 諸手続について	
(1) 助成決定通知後の提出書類	1
① 通知書	
② 出立届・住居届	
(2) 海外留学助成金英文証明書の作成について	1
(3) 助成期間終了後の提出書類	2
① 収支決算報告書、研修経過報告書	
② 帰国届	
3. 計画の変更等について	2
4. 連絡先	2
5. 募集要項抜粋	
リサーチフェローシップ募集要項抜粋	3
ポストドクトラルフェローシップ募集要項抜粋	4
6. 助成金等交付規程抜粋	5
7. 提出書類の様式一覧	6

1. 海外留学助成金の趣旨等

(1) 本助成金の趣旨

当財団の海外留学助成金は、生命科学に関する分野の研究者で、海外における大学等研究機関において研究に専念することを希望する者に対し、必要な渡航費および滞在費を助成するものです。

限られた資金を幅広く助成したいと云う観点から、当財団の助成期間と同一期間中（海外留学中の方は原則 2016 年 1 月から 1 年間）に日本学術振興会、文科省の在外研究員制度やヒューマン・フロンティア・サイエンスプログラム等、国内外を問わず他の機関から大型の助成を受けられる場合は、当財団の助成はご辞退頂くようお願いいたします。

(2) 受給者の義務

受入研究機関にて申請書記載の研究計画にもとづいて研究に専念することの他、各種報告書をご提出頂きます。報告書(収支決算報告書及び研修経過報告書)を平成29年4月末まで（但し、4月末時点で留学1年未満の方は留学1年経過時）に当財団にご提出下さい。

尚、当財団の募集要項記載事項（P. 3, 4）及び助成金等交付規程（P. 5）をご承知おき下さい。

2. 諸手続について

(1) 助成決定通知後の提出書類

① 通知書（様式 1 又は様式 2）

助成金の振込みに係る通知書を平成 28 年 1 月末までにご郵送下さい。

様式 1 は日本国内の口座使用の方用、様式 2 は海外の口座使用の方用です。

平成 28 年 1 月以降、通知書が到着次第、送金手配致します。

② 出立届（様式 3）又は住居届（様式 4）

平成 28 年 1 月以降出立の方は出立日が確定次第、出立届をご提出下さい。

（出立日が申請時と大幅に変わる場合（2ヶ月以上）は必ず連絡して下さい。）

助成決定時既に留学中の方は住居届をご提出下さい。

※②について既に海外留学中の方は、メール添付にてお送りいただいても構いません。

(2) 海外留学助成金英文証明書の作成について

ビザ取得の為、又は留学先等への提出の為に英文証明書が必要な場合は、財団ホームページ (<http://www.ueharazaidan.or.jp>) にて必要事項を入力の上、作成依頼をして下さい。英文証明書の発行は原則 1 部です。

(3) 助成期間終了後の提出書類

① 収支決算報告書 (様式5)、研修経過報告書 (様式6-1、様式6-2)

提出期限：平成29年4月末までにご郵送下さい。

(但し、平成29年4月末時点で留学1年未満の方は留学1年経過時)

収支決算報告書は用紙の項目に従って作成して下さい。

研修経過報告書の「5. 研修経過内容」は、様式6-2に助成期間の研究活動状況を記入して下さい。なお、「上原記念生命科学財団研究報告集」(財団ホームページ参照)に留学中の研究成果の登載を希望される方は、お申し出下さい。原稿の作成方法等をご連絡します。

※提出時に留学中の方は、自署もしくは捺印の上 PDF 化したファイルをお送りいただいても構いません。

② 帰国届 (様式7)

留学を終え、帰国されましたら郵送またはメールにてご提出下さい。

3. 申請内容の変更等について

本助成金は、申請書にある留学先、研究テーマ等が助成対象としてふさわしいかどうかを審査して、採用の選考を行っております。従いまして、やむを得ない事由であっても申請の主たる内容を変更する場合は、あらかじめ当財団に相談し、指示を受けて下さい。

4. 連絡先

公益財団法人 上原記念生命科学財団

〒171-0033 東京都豊島区高田 3-26-3

TEL: +81-3-3985-3500 FAX: +81-3-3982-5613

E-Mail: mail85@ueharazaidan.or.jp

5. 募集要項抜粋

平成27年度 リサーチフェローシップ 募集要項抜粋

<p>2. 助成対象者</p>	<p>下記の諸条件をいずれも満たす日本に国籍を有する者、又は日本への永住が許可されている者。但し、過去に当財団の海外留学助成金を受領した者は対象外とする。</p> <p>(1) 昭和53年4月1日以降出生の者、但し医学部等6年制学部卒業者は昭和51年4月1日以降出生の者</p> <p>(2) 博士号を有するか、またはそれと同等以上の研究業績を有する者</p> <p>(3) 留学中の年間名目収入が600万円以下の者</p> <p>(4) 平成28年1月1日から12月31日の間に出立し、1年以上留学する者（但し、年内に出立する者および募集開始の6月10日時点で海外留学2年未満の者については「前年度の応募に間に合わなかった」等の事情によっては申請を受付ける。その場合は、必ず応募事由書を添付のこと。）</p> <p>※次の場合は対象外</p> <p>① 募集開始の6月10日時点で海外留学後満2年以上の者</p> <p>② 平成28年12月31日までに帰国予定の者</p> <p>③ 学生として海外の大学又は大学院へ留学する者</p> <p>(5) 1年以上の海外留学を受け入れる大学等学術研究機関が決定している者 但し、日本学術振興会、ヒューマンフロンティアサイエンスプログラム等国内外を問わず、他の機関の大型助成との重複受領は認めない。 (当財団ホームページQ&A参照)</p>									
<p>4. 助成金額および件数</p>	<p>渡航費および滞在費1年分として1件400万円以内とする。（助成期間は出立日より1年間。但し、年内出立の者および既留学中の者の助成期間は平成28年1月-12月とし、且つ滞在費のみとする。）※助成額については下記表を参照。 総助成件数約80件の予定。</p> <p>＜一件あたりの助成金額の上限＞</p> <table border="1" data-bbox="550 1238 1410 1402"> <thead> <tr> <th></th> <th>既婚者</th> <th>独身者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成決定後に出立する者</td> <td>400万円</td> <td>340万円</td> </tr> <tr> <td>既に留学中の者</td> <td>360万円</td> <td>300万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 収入状況の査定により、上記の上限より減額になる可能性があります。 尚、次の条件を満たす希望者の中から選考段階での成績優秀者（若干名）に対し2年間の助成を行う。 [条件]平成28年1月以降新たに出立し、2年以上の受入が確定している者。（但し、2年目の助成額は初年度助成額から40万円を差し引いた金額を上限とする。）</p>		既婚者	独身者	助成決定後に出立する者	400万円	340万円	既に留学中の者	360万円	300万円
	既婚者	独身者								
助成決定後に出立する者	400万円	340万円								
既に留学中の者	360万円	300万円								
<p>9. 留学助成金の交付</p>	<p>平成28年1月以降、1年分を一括振込みする。 但し、その贈呈式は平成28年3月11日に行う。</p>									
<p>10. 研修結果等の報告</p>	<p>平成29年4月30日までに（但し、4月末で留学1年未満の方は留学1年経過時まで）、収支決算報告書および研修経過報告書を当財団に提出する。 ※ 用紙は助成決定後に当財団より送付する。 尚、当財団は助成金受領者の研究報告を、研究報告集として印刷物および電子データ、当財団ホームページ、その他の方法をもって公表することができる。</p>									
<p>11. その他</p>	<p>(1) 申請書に記載の個人情報、助成（奨学）・表彰に関し、募集要項等の送付、選考手続・選考委員への提供並びに選考結果の連絡及び公表等に利用することがある。但し、利用は目的の達成に必要な範囲で行う。 (2) 申請書は採否に関らず一切返却しない。</p>									

平成27年度 **ポストドクトラルフェローシップ** 募集要項抜粋

<p>2. 助成対象者</p>	<p>下記の諸条件をいずれも満たす日本に国籍を有する者、又は日本への永住が許可されている者。但し、過去に当財団の海外留学助成金を受領した者は対象外とする。</p> <p>(1) 昭和57年4月1日以降出生の者、但し医学部等6年制学部卒業者は昭和55年4月1日以降出生の者</p> <p>(2) 博士号を有するか、または平成28年4月までに取得見込の者</p> <p>(3) 助成期間中は、留学先および現在の所属研究機関等から給与、渡航費、および滞在費等の給付を受けない者 尚、次の者はリサーチフェローシップに応募のこと。 ○既に有給で留学中の者で、助成期間中のみ無給となる者 ○留学先の基準給与と助成金との差額が支給される者 (米国NIH・米国スタンフォード大学等)</p> <p>(4) 平成28年1月1日から12月31日の間に出立し、1年以上留学する者 (但し、年内に出立する者および募集開始の6月10日時点で海外留学2年未満の者については「前年度の応募に間に合わなかった」等の事情によっては申請を受付ける。その場合は、必ず応募事由書を添付のこと。) ※次の場合は対象外</p> <p>①募集開始の6月10日時点で海外留学後満2年以上の者 ②平成28年12月31日までに帰国予定の者 ③学生として海外の大学又は大学院へ留学する者</p> <p>(5) 1年以上の海外留学を受け入れる大学等学術研究機関が決定している者 但し、日本学術振興会、ヒューマンフロンティアサイエンスプログラム等国内外を問わず、他の機関の大型助成との重複受領は認めない。 (当財団ホームページQ&A参照)</p>									
<p>4. 助成金額および件数</p>	<p>渡航費および滞在費1年分として1件400万円以内とする。(助成期間は出立月より1年間。但し、年内出立の者および既留学中の者の助成期間は平成28年1月-12月とし、且つ滞在費のみとする。) ※助成額については下記表を参照。 総助成件数約40件の予定。</p> <p style="text-align: center;"><一件あたりの助成金額の上限></p> <table border="1" data-bbox="552 1249 1433 1413"> <thead> <tr> <th></th> <th>既婚者</th> <th>独身者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成決定後に出立する者</td> <td>400万円</td> <td>340万円</td> </tr> <tr> <td>既に留学中の者</td> <td>360万円</td> <td>300万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>尚、次の条件を満たす希望者の中から選考段階での成績優秀者(若干名)に対し2年間の助成を行う。 [条件]平成28年1月以降新たに出立し、2年以上の受入(助成期間の2年間無給)が確定している者。(但し、2年目の助成額は初年度助成額から40万円を差し引いた金額を上限とする。)</p>		既婚者	独身者	助成決定後に出立する者	400万円	340万円	既に留学中の者	360万円	300万円
	既婚者	独身者								
助成決定後に出立する者	400万円	340万円								
既に留学中の者	360万円	300万円								
<p>9. 留学助成金の交付</p>	<p>平成28年1月以降、1年分を一括振込みする。 但し、その贈呈式は平成28年3月11日に行う。</p>									
<p>10. 研修結果等の報告</p>	<p>平成29年4月30日までに(但し、4月末で留学1年未満の方は留学1年経過時まで)、収支決算報告書および研修経過報告書を当財団に提出する。 ※用紙は助成決定後に当財団より送付する。 尚、当財団は助成金受領者の研究報告を、研究報告集として印刷物および電子データ、当財団ホームページ、その他の方法をもって公表することができる。</p>									
<p>11. その他</p>	<p>(1) 申請書に記載の個人情報、助成(奨学)・表彰に関し、募集要項等の送付、選考手続・選考委員への提供並びに選考結果の連絡及び公表等に利用することがある。但し、利用は目的の達成に必要な範囲で行う。 (2) 申請書は採否に関らず一切返却しない。</p>									

6. 助成金等交付規程抜粋

第4章 受給者の義務

(収支の報告等)

第13条 第6条に基づき決定した助成金の交付対象者(以下「受給者」という。)は、助成金の収支に関する書類を整理保管し、本財団の会計年度末日経過後、遅滞なく収支決算報告書を作成し、理事長に提出しなければならない。

(研究題目の変更又は研究等の中止)

第14条 受給者が助成金の交付の対象となっている研究題目若しくは研修題目に関し重要な変更をしようとするとき、又は研究若しくは研修を中止しようとするときは、その旨を理事長に報告し、その承認を得なければならない。

(研究等の報告)

第15条 受給者は、研究結果又は研修成果を理事長に報告しなければならない。

報告は書面のほか、理事長の判断により電磁的記録をもって行うことができる。

2. 本財団は、前項の報告書の全部又は一部につき、刊行物その他の適宜の方法をもって発表することができる。

(研究等の発表)

第16条 受給者が研究結果又は研修結果を発表する場合は、本財団から助成金の交付を受けて行ったものであることを明らかにしなければならない。

2. 受給者が研究結果又は研修成果を刊行物に掲載した場合は、その写しを添付して、理事長に報告しなければならない。

(その他の義務)

第17条 受給者は、その選出された意義を十分認識し、研究結果又は研修成果をあげるよう最大の努力を払わなければならない。

第5章 そ の 他

(取消し又は返還要求)

第18条 理事長は、受給者が次の各号の一に該当すると認めた場合は、理事会の決議により、助成金の交付決定の取消し又は返還を求めることができる。褒賞金の受賞者が第2号又は第3号に該当した場合も同様とする。

- (1) 助成金の交付による研究又は研修を中止したい旨の申し出のあったとき。
- (2) この規程に違反のあったとき。
- (3) その他受給者若しくは褒賞受賞者としてふさわしくない行為があったとき、又は特別の事情があるとき。

7. 提出書類の様式一覧

様式 番号	書類名	提出時期	提出先
1	通知書(国内の口座を使用の場合) 添付書類1 振込依頼書ご記入のお願い 添付書類2 記入サンプル	平成28年1月末まで	財 団 事 務 局
2	通知書(海外の口座を使用の場合)	平成28年1月末まで	
3	出立届(平成28年1月以降出立の方のみ)	出立日が確定次第速やかに	
4	住居届(助成決定時既に留学中の方のみ)	「通知書」郵送時に同封	
5	収支決算報告書	平成29年4月末まで ※但し、平成29年4月末時点で留学 1年未満の方は留学1年経過時	
6	1 研修経過報告書 2 研修経過内容	平成29年4月末まで ※但し、平成29年4月末時点で留学 1年未満の方は留学1年経過時	
7	帰国届	帰国後速やかに	
※ 通知書(様式1、2)以外の書類は財団ホームページ(http://www.ueharazaidan.or.jp) に掲載しておりますので、ダウンロードしたものをお使いいただいても結構です。			